



平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ プ ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 馬 場 功 淳
(コード：3668 東証第一部)

問 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト 統 括 本 部 長 長 谷 部 潤
T E L 0 3 - 6 7 2 1 - 7 7 7 0

会 社 名 株 式 会 社 エ イ テ ィ ン グ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 知 徳
(コード：3785 東証マザーズ)

問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 池 田 良 章
T E L 0 3 - 5 7 5 3 - 8 1 7 8

株式会社コロプラの株式会社エイティング完全子会社化に関する 株式交換契約の締結について

株式会社コロプラ（以下、「コロプラ」といいます。）と株式会社エイティング（以下、「エイティング」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、コロプラを株式交換完全親会社とし、エイティングを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、コロプラについては会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換の手続により、エイティングについては会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換の手続により、それぞれ株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日である平成 28 年 8 月 12 日（予定）（以下、「本株式交換効力発生日」といいます。）に先立つ、平成 28 年 8 月 8 日に、エイティングの普通株式（以下、「エイティング普通株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下、「マザーズ」といいます。）において、上場廃止（最終売買日は平成 28 年 8 月 5 日）となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

コロプラは、平成 28 年 5 月 18 日付「株式会社エイティング株式（証券コード：3785）に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」（以下、「第二回公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、エイティングの完全子会社化を目的として、平成 28 年 3 月 31 日から

平成 28 年 4 月 27 日まで、エイティング普通株式（ただし、エイティングが所有する自己株式を除きます。）の全てを対象とする公開買付け（以下、「第一回公開買付け」といいます。）及び、平成 28 年 5 月 19 日から平成 28 年 6 月 29 日まで、エイティング普通株式（ただし、コロプラが所有するエイティング普通株式及びエイティングが所有する自己株式を除きます。）の全てを対象とする公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、本日現在、コロプラは、エイティング普通株式 4,809,300 株（株式所有割合（注）92.47%。）を所有しております。

（注）「株式所有割合」とは、エイティングが平成 28 年 5 月 9 日に提出した第 24 期第 2 四半期報告書（以下、「エイティング第 24 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在のエイティングの発行済株式総数 5,523,800 株から、エイティング第 24 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在のエイティングが所有する自己株式（323,000 株）を控除した株式数（5,200,800 株）に占める割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。以下同じです。

第二回公開買付けプレスリリースに記載のとおり、コロプラは、エイティングを完全子会社化することを企図しておりますが、第二回公開買付けにより、エイティング普通株式（ただし、コロプラが所有するエイティング普通株式及びエイティングが所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できませんでした。そのため、コロプラ及びエイティングは、この度、本株式交換により、エイティングをコロプラの完全子会社とすることといたしました。（以下、本件両公開買付け及び本株式交換を含むコロプラによるエイティングの完全子会社化のための一連の手続を「本取引」といいます。）

コロプラによるエイティング完全子会社化の目的につきましては、既に第二回公開買付けプレスリリース及びエイティング公表の平成 28 年 5 月 18 日付「株式会社コロプラによる当社株式に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」に記載のとおりですが、以下のとおり再掲致します。

コロプラは、平成 24 年 12 月にマザーズ、平成 26 年 4 月に東京証券取引所市場第一部に上場し、「Entertainment in Real Life ～エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく～」という経営理念の下、業務に邁進してまいりました。

「どの時代においても、沢山のユーザーに受け入れられる、新しいエンターテインメントを作り続ける」というビジョン実現のため、以下のような 3 つのポートフォリオ戦略を組み合わせ、安定した継続成長を目指しております。

1 つ目は、ゲームを複数のジャンル・モチーフへと分散、またゲーム以外の様々なエンターテインメントカテゴリーへとサービスを分散させる「コンテンツポートフォリオ戦略」です。コア層にも好まれる高度に作りこんだゲームや、若年層のみならず中高年層にも好まれるスポーツゲームなど、幅広いジャンルで展開しております。

2 つ目は、価値観や成長段階等が異なる地域に世界展開を目指す「地域ポートフォリオ戦略」です。海外モバイルゲーム市場においては、コロプラが直接配信する方式、現地パートナー企業への委託配信による方式など、地域毎に最適な方式を選択することで、着実な世界展開を目指しております。

最後は、新しいデバイスやプラットフォームの将来性に注目し、他社に先駆けて投資を行い、複

数のデバイスでサービスを行う「デバイスポートフォリオ戦略」です。現在、将来が大きく期待されている VR (Virtual Reality : 仮想現実) 向けサービスの開発・提供に注力しております。VR デバイスの高機能化やデバイス保有者の増加に伴う市場の成長に合わせ、ゲームタイトルを充実させつつ、ゲーム以外の分野へも積極的な事業展開を行っております。

一方、エイティングは、平成 5 年に設立され、ゲームセンター（アーケードゲーム）や家庭用ゲーム機向けのゲームソフトの開発・販売を皮切りに、現在ではスマートフォン向けゲームアプリの開発・運用まで手掛けています。また、エイティングは、平成 17 年 12 月にマザーズに上場し、ゲームコンテンツを通じて世界へ「感動」と「喜び」の提供を目指す経営理念のもと、様々な取り組みを行いつつ事業に邁進してまいりました。

エイティングは、とりわけ家庭用ゲーム機向けゲームソフトの開発に関しては、国内外のゲームソフトパブリッシャー（ゲーム販売会社）からの多数の受託実績を強みとしており、工程管理や開発技術力について多くの知見を有しノウハウを蓄積しています。

さらに、エイティングにおいては、スマートフォンやタブレット端末向けゲームコンテンツ市場の盛況を受け、収益基盤の強化・拡充を図るべく平成 26 年 9 月期より、従来の受託開発を中心とした事業に加えて、自社コンテンツの開発及び運用運営事業を新たに組み始めました。しかしながら、開発中も工事進行基準の適用により売上を計上できた収益構造から、ゲームコンテンツのサービスを開始しないと売上を計上できない収益構造に変化したことで、初期開発及びマーケティングの費用等が先行して発生したことにより、平成 26 年 9 月期において通期で赤字となり、その後平成 27 年 9 月期においても、スマートフォン向けのゲームの諸案件において課金収入の不振により売上が伸び悩んだことに加え、ユーザーの嗜好の変化や他社競合商品のクオリティ競争激化に対応すべく、作り込みに更なる時間を費やしたことにより配信開始が遅れたこと等により二期連続での赤字となっております。

また、スマートフォン向けのゲームの市場においては、スマートフォンの普及期における急激な市場拡大が一段落し、現状では配信コンテンツ数の増加に伴うユーザー獲得競争が激化し、各パブリッシャーが他社コンテンツとの差別化を模索している状況です。その一方で、家庭用ゲーム市場では、VR デバイスが登場し、プラットフォームの進化に伴う新たな市場拡大が予想されるなど、ゲーム業界を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しております。さらに、ゲームコンテンツの開発現場においては、開発案件の大型化やハイクオリティ化が進み、開発費の増大や開発期間の長期化といった傾向が存在します。このような事業環境において、今後もゲーム業界において事業を維持・拡大していくためには、市場動向の変化に機動的に対応するための迅速かつ柔軟な意思決定や、強固な事業基盤、中長期的な視点からの経営戦略が求められており、企業規模という観点からエイティング単独での将来的な事業の維持・拡大には限界があり、事業シナジーを発揮できる企業との協業の実現が急務となっております。

コロプラ及びエイティングは、平成 28 年 3 月下旬以降、協議・交渉を経て、互いの事業に相互補完的なメリットがあり、エイティングをコロプラの完全子会社とする本取引を通して、双方が創業以来積み上げてきたノウハウや技術等の経営リソースを幅広く、深く融合させることで、エイティングのみならず、コロプラグループの企業価値の向上にも大きな効果が発揮されるとの結論に至りました。コロプラ及びエイティングとしましては、具体的には以下のような効果が期待され、本取引が成立した場合には、コロプラグループ全体として、更なる収益基盤の強化と企業価値向上が

可能になると考えております。また、エイティング単体としても、ゲーム業界における市場動向の急激な変化に対応するための迅速かつ柔軟な意思決定が可能となり、また、コロプラの経営資源を生かした事業基盤の強化や、中長期的な視点に立った経営戦略の実行により更なる成長を図ることができると考えております。

①開発リソースの増強による事業拡大

創業以来様々なジャンルのゲームソフトウェアやモバイルコンテンツの開発実績を有するエイティングを、本取引を通してコロプラの完全子会社とすることで、コロプラグループとして幅広い分野での開発リソースの増強を図ることができ、コロプラの掲げるポートフォリオ戦略をより一層推し進めることが可能となると考えております。

②コスト削減による経営の効率化

本取引後のエイティングにおいては、コロプラグループ共通のインフラ・ツールの利用等による業務の効率化や上場維持費用の削減が可能となる等、経営の効率化を図ることができると考えております。

③財務基盤の強化・信頼性の向上

エイティングはこれまで、資金調達手段の多様化、信用力や知名度の向上を図ってきましたが、本取引を通して、東京証券取引所市場第一部上場企業であるコロプラの完全子会社となることにより、エイティングの財務基盤がより一層強化されるとともに、顧客及び取引先の皆様からの信用力の向上が図れるものと考えております。

これらの状況を総合的に勘案し、コロプラは、エイティングをコロプラグループの一員として迎え入れ、事業シナジーの最大化と継続的成長を一体となって目指すことが、コロプラグループの企業価値の向上に繋がるとの判断に至りました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）		平成 28 年 7 月 20 日
株式交換契約締結（両社）		平成 28 年 7 月 20 日
最終売買日（エイティング）	（予定）	平成 28 年 8 月 5 日
株式上場廃止日（エイティング）	（予定）	平成 28 年 8 月 8 日
株式交換の効力発生日	（予定）	平成 28 年 8 月 12 日

(2) 本株式交換の方式

コロプラを株式交換完全親会社、エイティングを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換は、コロプラについては会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換の手続により、エイティングについては会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換の手続により、それぞれ株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。なお、平成 28 年 8 月 12 日を本株式交換効力発生日とする予定ですが、両社の合意により変更されることがあります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	コロプラ (株式交換完全親会社)	エイティング (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.35
本株式交換により交付する 株式数	コロプラ普通株式 136,998 株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率・本株式交換により交付する株式数

エイティング普通株式1株に対して、コロプラの普通株式(以下、「コロプラ普通株式」といいます。)0.35株を割当交付します。また、コロプラは、その所有する自己株式1,912,890株を本株式交換による株式割当てに充当する予定であり、コロプラが新たに新株を発行する予定はありません。ただし、コロプラが本株式交換によりエイティング普通株式の全部(ただし、コロプラが所有するエイティング普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)にコロプラが所有するエイティング普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、エイティングは、本日開催したエイティングの取締役会決議により、エイティングが所有する自己株式及び基準時までエイティングが所有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時において消却することを決議したため、本株式交換により交付する上記株式数は、かかる消却が行われることを前提とした数です。また、本株式交換により交付する上記株式数は、エイティングの自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

(注2) 単元未満株式の取り扱い

コロプラ普通株式は100株を1単元として東京証券取引所において取引されておりますが、本株式交換に伴い、コロプラの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、コロプラ普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

コロプラの単元未満株式を所有する株主の皆様が、その所有する単元未満株式をコロプラに対して買い取ることを請求することができる制度です。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきコロプラ普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、コロプラは、当該端数の交付を受けることとなるエイティングの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数に応じた金銭を交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式交換完全子会社となるエイティングは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、コロプラ及びエイティングは、平成28年3月下旬以降、協議・交渉を経て、互いの事業に相互補完的なメリットがあり、エイティングをコロプラの完全子会社とする本取引を通して、双方が創業以来積み上げてきたノウハウや技術等の経営リソースを幅広く、深く融合させることで、エイティングのみならず、コロプラグループの企業価値の向上にも大きな効果が発揮されとの結論に至りました。

これらの状況を総合的に勘案し、コロプラは、エイティングをコロプラグループの一員として迎え入れ、事業シナジーの最大化と継続的成長を一体となって目指すことが、コロプラグループの企業価値の向上に繋がるとの判断に至り、本件両公開買付けを実施しました。

また、第二回公開買付けプレスリリースに記載のとおり、コロプラは、第二回公開買付けにより、コロプラがエイティング普通株式の全て（ただし、コロプラが所有するエイティング普通株式及びエイティングが所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、株式交換の方法によりエイティングを完全子会社化することを企図していたため、株式交換によりエイティングの株主の皆様が受け取る対価（コロプラ普通株式。ただし、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際してのエイティング普通株式の評価は、第二回公開買付けのコロプラ普通株式の買付価格（1株につき、金758円。以下「第二回公開買付価格」といいます。）と同一の価格にすることとし、今般、株式交換の方法によりコロプラがエイティングを完全子会社化することを決定しました。

コロプラ及びエイティングは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本件両公開買付けの諸条件及び結果並びにコロプラ普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

具体的には、コロプラは、コロプラ及びエイティングから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、コロプラ及びエイティングと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から平成28年7月19日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、コロプラ及びエイティングの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、エイティングは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング（以下、「AGSコンサルティング」といいます。）から平成28年7月19日付で受領した株式交換比率算定書、

リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、コロプラと利害関係のない社外取締役の緒方昭一氏及び社外監査役の秋岡昭氏(なお、いずれも、エイティングの独立役員として東京証券取引所に届け出ております。)から平成 28 年 7 月 19 日付で受領した本株式交換はエイティングの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書その他の関連資料並びに第二回公開買付けに応募したエイティングの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、コロプラによるエイティングの完全子会社化を目的とした本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は AGS コンサルティングの平成 28 年 7 月 19 日付株式交換比率算定書に照らして合理的な水準であることから、エイティングの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役全員の承認により、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

その結果、コロプラ及びエイティングは、本日開催のそれぞれの取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、本株式交換契約を締結しました。

なお、コロプラ及びエイティングは、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び上場会社との関係

コロプラのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにエイティングの第三者算定機関である AGS コンサルティングは、それぞれコロプラ及びエイティングの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

大和証券は、本株式交換に先立って行われた本件両公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、コロプラについては、コロプラが東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(平成 28 年 7 月 19 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、過去 1 ヶ月間の終値単純平均株価、過去 3 ヶ月間の終値単純平均株価及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均株価を基に分析しております。)を採用して算定を行いました。

また、エイティング普通株式 1 株当たりの価値の算定については、第二回公開買付け価格が決定・公表された平成 28 年 5 月 18 日以降に、エイティングの財務状況及び事業予測等に重要な影響を与える可能性のある事象はない旨をエイティングに確認を行った上で、エイティング普通株式 1 株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、第二回公開買付け価格(1 株につき、金 758 円)と同一の 758 円を採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、コロプラ普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は、0.35 から 0.37 と算定されております。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自

にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成 28 年 7 月 19 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、AGS コンサルティングは、本株式交換に先立って行われた本件両公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、コロプラ普通株式 1 株当たりの価値の算定については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成 28 年 7 月 19 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値並びに、直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月及び直近 6 ヶ月のそれぞれの終値単純平均値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

また、エイティング普通株式 1 株当たりの価値の算定については、第二回公開買付価格が決定・公表された平成 28 年 5 月 18 日以降にエイティングの財務状況及び将来の業績・事業予測等に重大な影響を及ぼす可能性がある事実はない旨をエイティングに確認した上で、エイティング普通株式 1 株当たりの価値は第二回公開買付価格と同一の 758 円を採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、コロプラの普通株式 1 株当たりの価値を 1 とした場合の評価レンジは、0.35～0.37 と算定されております。

AGS コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、コロプラ及びエイティングから提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、コロプラ及びエイティング並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS コンサルティングの株式交換比率の算定は、平成 28 年 7 月 19 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、コロプラ及びエイティングの財務予想については、コロプラ及びエイティングの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換より、本株式交換効力発生日（平成 28 年 8 月 12 日（予定））をもって、エイティングはコロプラの完全子会社となり、エイティング普通株式は平成 28 年 8 月 8 日付で上場廃止（最終売買日は平成 28 年 8 月 5 日）となる予定です。上場廃止後は、エイティング普通株式をマザーズにおいて取引することができなくなります。

エイティング普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりエイティングの株主の皆様へ割り当てられるコロプラ普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換効力発生日以後も東京証券取引所市場第一部において取引が可能です。エイティングの株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、本株式交換によりコロプラ普通株式の割当てを受けることとなりますので、引き続き株式の流動性を提供できるもの

と考えております。

なお、エイティングの株主の皆様が割当てを受けるコロプラ普通株式のうち単元株式数である100株に満たない普通株式は、単元未満株式となりますので、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、コロプラに対し、その所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注2)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

なお、エイティングの株主の皆様は、最終売買日である平成28年8月5日(予定)までは、マザーズにおいて、従来どおり取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

コロプラ及びエイティングは、コロプラが既にエイティング普通株式4,809,300株(株式所有割合92.47%)を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、以下の措置を講じております。

① 第三者算定機関からの算定書の取得

コロプラは、第三者算定機関である大和証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてエイティングとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日決定しました。なお、コロプラは、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

一方、エイティングは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考とし、本件両公開買付けの諸条件及び結果並びにコロプラ普通株式の市場株価水準その他の諸要因を総合的に勘案した上で、コロプラとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日決定しました。なお、エイティングは、AGSコンサルティングから、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

コロプラ及びエイティングと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーとして、コロプラはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、エイティングはシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

エイティングは、第二回公開買付けプレスリリースの2. (4) の② i 「対象者における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載のとおり、本取引における意思決定の恣意性を排除し、エイティングの意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、エイティング及びコロプラと利害関係のないエイティングの社外取締役の緒方昭一氏及び社外監査役の秋岡昭氏(なお、いずれも、エイティングの独立役員として東京証券取引所に届け出

ております。)から、平成28年3月29日付で、(a)本取引はエイティングの企業価値向上に資すること、(b)第二回公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものであること、(c)本取引に係る交渉過程の手続は透明・公正であると認められることから、少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を入手いたしました。さらに、上記の社外取締役及び社外監査役は、平成28年3月30日以後、平成28年5月18日までの状況を考慮しましたが、上記意見の前提とした事実で重大な変更がないことを確認し、平成28年5月18日、エイティングの取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の確認書を提出しております。

また、エイティングは、本株式交換を検討するにあたって、緒方昭一氏及び秋岡昭氏に対し、本株式交換がエイティングの少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて諮問しました。

緒方昭一氏及び秋岡昭氏は、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、エイティングは、同氏から、平成28年7月19日付で、(a)本株式交換における株式交換比率は第三者算定機関であるAGSコンサルティングの算定結果との対比からもエイティングの少数株主にとって不利であるとは認められないこと、(b)本株式交換における株式交換比率を定めるに当たり、コロプラ及びエイティングの株式価値の把握方法が特に不合理であるとは認められないこと、(c)エイティングが、本株式交換に際し、利益相反を回避し、本株式交換の公正性を担保するための相応の措置を講じているものと認められること等を踏まえれば、本株式交換はエイティングの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手しております。

また、エイティングは、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから提出を受けた株式交換比率における算定結果、シティユーワ法律事務所からの法的助言、独立役員から提出を受けた意見書の内容等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、本日開催の取締役会において、藤澤知徳氏及び豊嶋真人氏を除く取締役(全5名のうち参加者3名)の賛成により、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。また、当該取締役会では、エイティングの全ての監査役(全3名)がいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、藤澤知徳氏及び豊嶋真人氏はコロプラとの間で、第一回公開買付けに応募する旨の契約を締結していたため、本株式交換に関し利益相反の疑いを回避する観点から、両氏は上記の決議に関する審議には一切参加しておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要(平成28年3月31日現在。特記しているものを除く。)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社コロプラ	株式会社エイティング
(2) 本店所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	東京都品川区南大井六丁目21番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 馬場 功淳	代表取締役社長 藤澤 知徳
(4) 事業内容	モバイルサービス事業	各種ゲームコンテンツの企画・開発・運用

(5) 資 本 金	6,382 百万円	210,351 千円
(6) 設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 1 日	平成 5 年 3 月 15 日
(7) 発 行 済 株 式 数	126,245,000 株	5,523,800 株
(8) 決 算 期	9 月 30 日	9 月 30 日
(9) 従 業 員 数	620 名 (単体) (平成 27 年 9 月 30 日現在)	223 名 (単体) (平成 27 年 9 月 30 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	Google Inc. Apple Inc. (平成 27 年 9 月 30 日現在)	株式会社バンダイナムコホールディングス エレクトロニック・アーツ株式会社 株式会社オリンピア (平成 27 年 9 月 30 日現在)
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行	株式会社東京都民銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	馬場 功淳 55.27% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口) 2.91% CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW 2.18% (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部) KDDI 株式会社 2.02% 千葉 功太郎 1.59% 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口) 1.51% JPMCB NA ITS LONDON CLIENTS AC MORGAN STANLEY AND CO INTERNATIONAL LIMITED 1.01% (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部) RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT 0.67% (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社) CBLDN STANDARD LIFE	株式会社コロプラ 87.07% (平成 28 年 7 月 20 日 現在)

	ASSURANCE LIMITED-PENSION FUNDS 0.66% (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 資産管理サービス信託銀行株式会社 0.58% (証券投資信託口)	
--	---	--

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	本日現在、コロプラは、エイティングの発行済株式総数の 87.07%に相当する 4,809,300 株を所有しています。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	エイティングは、コロプラからゲームソフトの開発を受託しております。
関連当事者への該当状況	コロプラは、エイティングの親会社であるため、エイティングの関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	コロプラ (単体)			エイティング (単体)		
	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期
純 資 産	7,876,544	30,284,524	43,594,333	1,701,184	1,554,142	538,010
総 資 産	13,762,876	48,012,575	59,260,329	2,095,641	2,027,967	1,344,529
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	66.54	245.07	354.50	327.10	298.82	103.44
売 上 高	16,767,114	53,575,065	72,395,855	2,494,411	1,864,425	1,626,758
営 業 利 益	5,744,637	23,603,683	32,317,690	484,579	△15,914	△617,225
経 常 利 益	5,787,285	23,556,399	32,363,066	504,200	△7,925	△614,470
当 期 純 利 益	3,156,683	13,024,690	19,436,469	340,349	△43,025	△964,123
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	27.20	107.65	157.70	65.44	△8.27	△185.37
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	10.00	16.00	20	10	5

(単位：千円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社コロプラ
(2) 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 馬場 功淳

(4) 事業内容	モバイルサービス事業
(5) 資本金	6,382百万円（平成28年3月31日現在）
(6) 決算期	9月30日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、コロプラによるエイティング少数株主との取引に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本株式交換によるコロプラ及びエイティングの業績に与える影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、既にエイティング普通株式4,809,300株（株式所有割合92.47%）を所有しているコロプラがエイティングを完全子会社化するものであり、支配株主との取引等に該当します。エイティングが、平成27年12月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することがないように適切に対応することとしております。当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、原則、代表取締役及び取締役との取引を行わないこととしているほか、代表取締役及び取締役との取引が発生した場合は、社内意思決定手続きには当事者は決議に加わらないこととしております。このほか、取締役の職務の執行にあたり、取締役が相互に監視・監督するほか、監査役による監査を行っております。」と定めているところ、本株式交換に関して、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(参考) コロプラ当期業績予想(平成28年4月27日公表分)及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成28年9月期)	85,000	36,000	36,000	21,000
前期実績 (平成27年9月期)	72,395	32,317	32,363	19,436

(単位：百万円)

(参考) エイティング業績予想(平成28年5月9日公表分)及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成28年9月期)	2,285	35	28	67
前期実績 (平成27年9月期)	1,626	△617	△614	△964

(単位：百万円)

以上